

法人シート（概要説明書）										
法人名		独立行政法人勤労者退職金共済機構								
当省担当部局		労働基準局		担当課・室名		勤労者生活部勤労者生活課				
根拠法令		中小企業退職金共済法		沿革		昭和34年7月1日に中小企業退職金共済事業団が設立され、平成10年4月1日に中小企業退職金共済事業団と建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合を統合して勤労者退職金共済機構を設立。平成15年10月1日に独立行政法人勤労者退職金共済機構に移行。				
役員	役員総数 (官庁OB/役員数)	1/7	常勤役員数	1/6	非常勤役員数	0/1	監事	0/2		
	職員総数	255	うち常勤	255	うち非常勤	0	役員報酬総額	99,134千円		
	現役出向者 (役員/職員)	0/7	官庁OB (常勤職員)	0	官庁OB (非常勤職員)	0	官庁OB役員 報酬総額	17,037千円		
法人概要	目的 (何のために)	中小企業退職金共済法の規定による中小企業の従業員に係る退職金制度を運営すること。								
	対象 (誰/何を対象に)	中小零細企業の事業主及び労働者								
	事務・事業内容 (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> ・中小零細企業事業主との退職金共済契約の締結 ・共済契約者（事業主）からの掛金収納 ・被共済者（労働者）への退職金の支給 ・その他、中小企業退職金共済制度への加入促進等の附随的業務 								
コスト	平成22年度予算見込額				人件費					
	事業費	569,220 百万円			}	職員構成	概算人件費		従事役職員数	
	管理費	119 百万円				常勤職員	2,462,549 千円	262	人	
	人件費	2,876 百万円				非常勤職員	413,524 千円	-	人	
	総計	572,215 百万円								
国からの財政支出額の推移（百万円）	平成19年度	平成20年度		平成21年度		平成22年度				
一般会計	3,662	3,519		3,270		0				
特別会計	7,991	7,547		7,465		8,989				
計	11,653	11,066		10,735		8,989				
うち運営費交付金	3,662	3,519		3,270		0				
うち施設整備費等補助金	0	0		0		0				
うちその他の補助金等	7,991	7,547		7,465		8,989				
国との契約	随意契約（件数/金額（百万円））	0件/0百万円		0件/0百万円		0件/0百万円		-		
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	0件/0百万円		0件/0百万円		0件/0百万円		-		

法人シート（概要説明書）					
法人名		独立行政法人勤労者退職金共済機構			
当省担当部局		労働基準局	担当課・室名	勤労者生活部勤労者生活課	
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法人支出予算額の推移（百万円）		470,912	540,854	535,282	572,215
法人支出の契約	随意契約（件数/金額（百万円））	141件/3,467百万円	59件/1,075百万円	35件/997百万円	—
	うち厚労省〇Bが在籍している企業・団体との契約（件数/金額（同））	0件/0百万円	0件/0百万円	0件/0百万円	—
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（百万円））	4件/175百万円	2件/23百万円	3件/42百万円	—
	うち厚労省〇Bが在籍している企業・団体との契約（件数/金額（同））	0件/0百万円	0件/0百万円	0件/0百万円	—
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移（百万円）		△69,796	△300,471	—	—
発生要因		過去の経済低迷期における運用環境の悪化による運用実績が予定運用利回りを下回る「逆ざや」の状態により、単年度で生じた赤字（欠損金）が累積されたもの。			
見直し案		累積欠損金の具体的な解消年限、中期目標期間中の解消目標額年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額を設定した「累積欠損金解消計画」を策定し、これに基づき、累積欠損金の着実な解消を図っている。			
行政サービス実施コストの推移（百万円）		164,852	241,187	—	—
保有資産の内訳（百万円）	現・預金	31,521	29,628	—	—
	有価証券	2,260,039	2,337,805	—	—
	株式	0	0	—	—
	債券	2,260,039	2,337,805	—	—
	その他	0	0	—	—
	土地・建物	3,985	3,828	—	—
	金銭信託	1,532,241	1,337,617	—	—
	預託金	293,686	176,850	—	—
その他	316,437	306,059	—	—	
資本金		0	うち政府出資金	0	

法人シート（概要説明書）

法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構		
当省担当部局	労働基準局	担当課・室名	勤労者生活部勤労者生活課

【独立行政法人評価の評価結果及び第三者の意見】

評価・意見の主体	内 容
<p>(1) 独立行政法人評価委員会</p>	<p>(1) ○確実な退職金支給に向けた取組については、未請求率の改善等に一定の進捗は認められる。（平成20事業年度評価）</p> <p>○退職金制度への着実な加入については、新規加入者数の目標が法人全体としては達成されており、本年度における目標は概ね達成されたものと考えられる。（平成20事業年度評価）</p> <p>○①効率的かつ柔軟な組織・人員体制の確立、②外部専門家からなる組織の活用、③業務の改善、電子化の推進などによる運営の効率化、④諸手続の見直し等による加入者負担の軽減、情報提供体制の整備などを進めることによる加入者へのサービス体制の向上が図られている。（平成20事業年度評価）</p> <p>○全体としては機構の目的である「確実な退職金支給」及び「退職金制度への着実な加入」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できる。（平成20事業年度評価）</p> <p>○将来にわたる確実な退職金給付については、目標を上回る掛金収入確保という成果が出ている一方、「累積欠損金解消計画」に基づく年度ごとの解消目安額を上回る利益が確保できなかった。（平成19事業年度評価）</p>
<p>(2) 「2010～2011年度 政策・制度要求と提言」 （日本労働組合総連合会）</p>	<p>(2) 中小企業退職金共済制度への加入促進と勤労者財形制度の普及・啓発を促進する。</p>
<p>(3) 行政刷新会議 事業仕分け</p>	<p>(3) ・一般会計からの運営費交付金について廃止する ・機構本部ビルの移転について、結論を前倒し、早期に実行</p>

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	中小企業退職金共済事業	事業No																																						
類型	特定事業執行型（その他）																																							
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	中小企業退職金共済法第58条、第70条	関係する通知、計画等	独立行政法人勤労者退職金共済機構 第2期中期計画（平成20年3月31日 厚生労働大臣認可）																																					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）																																							
	目的（何のために）	中小企業退職金共済法の規定による中小企業の従業員に係る退職金制度を運営すること。																																						
	対象（誰/何を対象に）	中小零細企業の事業主及び労働者																																						
	事務・事業内容（手段、手法など）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小零細企業事業主との退職金共済契約の締結 ・ 共済契約者（事業主）からの掛金収納 ・ 被共済者（労働者）への退職金の支給 ・ その他、中小企業退職金共済制度への加入促進等の附随的業務 																																						
事業の期限	なし																																							
事業の沿革	<p>○中小企業退職金共済事業は昭和34年7月1日から実施している。</p> <p>○実施主体の変遷</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業退職金共済事業団（昭和34年7月1日）【特殊法人】 ・ 建設業退職金共済組合（昭和39年10月15日）【特殊法人】 ・ 清酒製造業退職金共済組合（昭和42年9月1日）【特殊法人】 ・ 建設業退職金共済組合と清酒製造業退職金共済組合を統合して建設業・清酒製造業退職金共済組合を設立（昭和56年10月1日）【特殊法人】 ・ 建設業・清酒製造業退職金共済組合を建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合に変更（昭和57年1月1日）【特殊法人】 ・ 中小企業退職金共済事業団と建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合を統合して勤労者退職金共済機構を設立（平成10年4月1日）【特殊法人】 ・ 独立行政法人勤労者退職金共済機構に移行（平成15年10月1日） <p>○途中で廃止していた期間はない。</p>																																							
事業の効果	<p>中退制度は、独立では退職金制度を確立することが困難な中小企業、なかんずく、零細企業に対する退職金制度の確立のための支援施策である。</p> <p>従業員数1～9人の零細企業では未だに3分の1の企業が退職金制度を持っていないという現状の中で、退職金制度を持つ1～9人規模の零細企業のうち、約6割は中退制度を活用している。</p> <p>また、中退制度の加入企業の約64%は1～9人規模の零細企業である。</p>																																							
活動実績 (成果物は別紙で一覧を提出)	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度																																			
	被共済者在籍者数	人	5,612,730	5,726,814	5,795,396																																			
	退職金支給件数	件	361,113	373,479	404,223																																			
成果目標	<p>中小企業退職金共済制度の普及促進等を図ること。</p> <p>○中小企業退職金共済制度における新規加入被共済者</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">H18年度</td> <td style="width: 15%;">目標354,460人</td> <td style="width: 15%;">実績416,246人</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>H19年度</td> <td>目標354,460人</td> <td>実績415,249人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H20年度</td> <td>目標400,600人</td> <td>実績411,561人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					H18年度	目標354,460人	実績416,246人				H19年度	目標354,460人	実績415,249人				H20年度	目標400,600人	実績411,561人																				
H18年度	目標354,460人	実績416,246人																																						
H19年度	目標354,460人	実績415,249人																																						
H20年度	目標400,600人	実績411,561人																																						
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度																																			
	中小企業退職金共済制度における新規加入被共済者	%	117	117	103																																			
パンフレット・報告書等の作成 (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)		単位	H18年度	H19年度	H20年度																																			
	パンフレット（ポスター等）	部	6,275,500	4,529,000	5,114,250																																			
	報告書	部	280	250	280																																			
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物	<p>○退職金等支給状況（平成20年度）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 15%;">支給件数（件）</td> <td style="width: 15%;">支給総額（百万円）</td> <td style="width: 15%;">1件当たり支給金額（円）</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>・合計</td> <td>404,223</td> <td>509,382</td> <td>1,277,671</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・一般中退（一時金払）</td> <td>309,588</td> <td>427,032</td> <td>1,379,357</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（分割払）</td> <td>6,392</td> <td>1,085</td> <td>169,758</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・建設業</td> <td>84,582</td> <td>78,978</td> <td>933,741</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・清酒製造業</td> <td>750</td> <td>470</td> <td>626,971</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・林業</td> <td>2,911</td> <td>1,817</td> <td>624,071</td> <td></td> </tr> </table>						支給件数（件）	支給総額（百万円）	1件当たり支給金額（円）		・合計	404,223	509,382	1,277,671		・一般中退（一時金払）	309,588	427,032	1,379,357		（分割払）	6,392	1,085	169,758		・建設業	84,582	78,978	933,741		・清酒製造業	750	470	626,971		・林業	2,911	1,817	624,071	
	支給件数（件）	支給総額（百万円）	1件当たり支給金額（円）																																					
・合計	404,223	509,382	1,277,671																																					
・一般中退（一時金払）	309,588	427,032	1,379,357																																					
（分割払）	6,392	1,085	169,758																																					
・建設業	84,582	78,978	933,741																																					
・清酒製造業	750	470	626,971																																					
・林業	2,911	1,817	624,071																																					

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		中小企業退職金共済事業			事業No		
類型		特定事業執行型（その他）					
コスト	平成22年度予算見込額		人件費				
	事業費	569,220 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事役職員数	
	人件費	2,876 百万円		常勤職員	2,462,549 千円	262	人
	総計	572,096 百万円		非常勤職員	413,524 千円	-	人
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（予算額）			
これまでの予算額等（百万円）		656,046	766,333	-			
内訳	退職給付金	461,586	498,342	-			
	解約手当給付金	11,253	11,040	-			
	他制度引渡金	1,217	1,587	-			
	特退金へ移動通算引渡金	16	120	-			
	差額給付金	191	214	-			
	前納減額金	20	20	-			
	証紙買戻金	162	247	-			
	返還掛金	2,480	2,399	-			
	雑費用	77	71	-			
	運用費用	157,693	235,130	-			
	不動産管理費	69	72	-			
	減価償却費	37	32	-			
	業務委託手数料	3	2	-			
	業務委託費	1,312	1,299	-			
	支払備金繰入	8,243	12,065	-			
	責任準備金繰入	8,115	0	-			
	旅費交通費	45	32	-			
	委託費	253	315	-			
	水道光熱費	23	25	-			
	備品費	1	18	-			
	消耗品費	45	44	-			
	印刷製本費	119	142	-			
	通信運搬費	340	371	-			
	借料及損料	421	419	-			
	リース料	18	20	-			
	会議費	4	3	-			
	支払手数料	297	299	-			
雑役務費	441	481	-				
雑費	4	6	-				
保守料	40	43	-				
福利厚生費	21	9	-				
広告宣伝費	49	28	-				
諸謝金	8	9	-				
手数料	131	130	-				
業務委託費	1,312	1,299	-				
平成22年度の国からの財政 支出見込額（百万円）	8,989百万円						

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		中小企業退職金共済事業		事業No	
類型		特定事業執行型（その他）			
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	
再委託	再委託金額（百万円）	再委託なし	再委託なし	再委託なし	
	再委託先（名称・件数）				
	随意契約（件数/金額（同））	/	/	/	
	うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/	/	
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	/	/	/	
	うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/	/	

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	中小企業退職金共済事業	事業No	
類型	特定事業執行型（その他）		

【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容
<p>(1) 独立行政法人評価委員会（再掲）</p> <p>(2) 厚生労働省政策評価</p>	<p>(1) ○確実な退職金支給に向けた取組については、未請求率の改善等に一定の進捗は認められる。（平成20事業年度評価）</p> <p>○退職金制度への着実な加入については、新規加入者数の目標が法人全体としては達成されており、本年度における目標は概ね達成されたものと考えられる。（平成20事業年度評価）</p> <p>○①効率的かつ柔軟な組織・人員体制の確立、②外部専門家からなる組織の活用、③業務の改善、電子化の推進などによる運営の効率化、④諸手続の見直し等による加入者負担の軽減、情報提供体制の整備などを進めることによる加入者へのサービス体制の向上が図られている。（平成20事業年度評価）</p> <p>○全体としては機構の目的である「確実な退職金支給」及び「退職金制度への着実な加入」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できる。（平成20事業年度評価）</p> <p>○将来にわたる確実な退職金給付については、目標を上回る掛金収入確保という成果が出ている一方、「累積欠損金解消計画」に基づく年度ごとの解消目安額を上回る利益が確保できなかった。（平成19事業年度評価）</p> <p>(2) 「雇用動向調査」（厚生労働省）において、常用労働者数5～299人の中小企業における労働者数に大きな変動がない状況にもかかわらず、本制度の継続的な普及促進により、目標達成の指標である新規加入被共済者について、117%である415,249人が加入することとなり、本目標については、達成できたものと評価できる。</p> <p>また、平成19年度末における在籍被共済者数については、2,911,000人と前年から68,520人増加しており、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業のために、事業主の相互共済の仕組みと国の援助による本制度の継続的な普及に資している。</p> <p>さらに、加入促進活動の実施にあたっては、平成23年度末で廃止されることとなっている適格退職年金制度の受け皿として重点的な加入促進活動を実施し、制度の普及活動においても効率的に実施できたと評価できる。（平成20年度実績評価）</p>
事業評価の方法	
<p>①「確実な退職金支給」及び「退職金制度への着実な加入」</p> <p>②中小企業退職金共済制度の普及状況（新規被共済者数）</p>	

【現在抱えている課題】

	内 容
○累積欠損金	<p>中退共事業、林業共事業において「累積欠損金解消計画」を策定し（平成17年度）、累積欠損金の解消に努めてきたところ、平成18年度末において151億円（残高）まで解消した。しかしながら、その後の金融危機の拡大や世界的な実体経済の急激な悪化を背景とした市場の低迷等により、平成20年度末時点で3,493億円となった。</p>
○中退共における退職金未請求問題及び建退共における手帳の長期未更新問題	<p>独立行政法人勤労者退職金共済機構の第2期中期計画（平成21年3月31日厚生労働大臣認可、平成20年4月～平成25年3月）において対策を定め、それに基づき、退職金未請求者に対する請求勧奨や手帳の長期未更新者調査等を進めているところである。</p>

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		中小企業退職金共済事業	事業No	
類型		特定事業執行型（その他）		
事務・事業の必要性 （公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由）		<ul style="list-style-type: none"> ・中小零細企業においては個々の企業が独力で退職金制度を設けることが困難であるので、中小企業者の相互扶助の精神に基づく退職金共済制度を確立する必要がある。 		
国の施策における位置付け		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、大企業と中小零細企業との間に存在する退職金制度に係る格差の固定化を防止し、中小零細企業における労働条件の底上げを図ることを目的としている。 ・なお、民主党マニフェストにおいて「わが国経済の基盤である中小企業の活性化を図るため、政府全体で中小企業対策に全力で取り組む」と明記されている。 		
廃止	廃止の可否	否		
	廃止すると生じる影響	<ul style="list-style-type: none"> ・退職金制度は、労働条件の一つとして大企業では広く普及しているが、中小零細企業では大企業に比べると十分に普及しているとは言えず、退職金の水準も低いなど、大企業と中小零細企業との間でまだ大きな格差がある。 ・このような大企業と中小零細企業との間に存在する退職金制度に係る格差の固定化を防止し、中小零細企業における労働条件の底上げを図るため、国の支援と関与の下で、中小零細企業でも導入しやすい簡便な外部積立型の退職金制度を設けることが必要であり、その必要性は今も変わっていない。 ・このため、本事業を廃止することは、大企業と中小零細企業との間に存在する退職金制度に係る格差を固定化することとなり問題である。 		
	民間主体における実施状況	全国の中小零細企業を対象として同種の事業を行う民間主体はない。		
民営化	民営化の可否	否		
	事業性の有無とその理由			
	民営化を前提とした規制の可能性			
	民営化に向けた措置			
否	理由	<ul style="list-style-type: none"> ・中小零細企業が退職金制度を導入するためには、退職金制度の趣旨を踏まえると、制度の継続性、資産管理の安全性、給付の確実性等を確保する必要があることから、国又は国に準じた主体が行うことが適当である。機構を民営化した場合には、事業破綻のリスクが生じることとなり、制度の継続性、資産管理の安全性、給付の確実性等が確保されなくなるため、問題である。 ・仮にその実施を民間に委ねた場合には、掛金の不払い等のリスクや割高なコストの発生が予想される企業が排除されるおそれがあるなど、必ずしもその制度趣旨に沿った適正な実施が確保されないおそれがある。 		
地方公共団体への移管	移管の可否	否		
	移管先			
	内容・理由			
否	理由	<ul style="list-style-type: none"> ・中小零細企業は全国に存在しており、中小企業者の相互扶助に基づく退職金制度の確立という制度の趣旨にかんがみれば、本制度は特定の地方公共団体が実施することにはなじまない。 ・仮に地方公共団体が本事業の実施主体となった場合には、それぞれの政策判断や財政力により本事業が行われなくなるおそれがあり、大企業と中小零細企業との間に存在する退職金制度に係る格差が固定化されるおそれがある。また、資産運用についてスケールメリットが働かなくなり、非効率的である。 		

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		中小企業退職金共済事業	事業No	
類型		特定事業執行型（その他）		
他 法 人 へ の 移 管 ・ 一 体 的 実 施	移管の可否	否		
	可	移管先		
		内容・理由		
	否	理由	<ul style="list-style-type: none"> ・他の独立行政法人において、本事業と趣旨・目的及び制度設計（加入対象者、加入要件、支給要件等）等を同じくする事業が実施されていない。 ・このため、本事業を他の独立行政法人に移管することは、かえって業務の運営が非効率的である。 	
	可	一体的実施の可否	否	
		一体的に実施する法人		
否	理由	<ul style="list-style-type: none"> ・他の独立行政法人において、本事業と趣旨・目的及び制度設計（加入対象者、加入要件、支給要件等）等を同じくする事業が実施されていない。 ・このため、本事業と一体的に実施できる事業はない。 		
国 の 行 政 機 関 へ の 移 管	移管の可否	否		
	可	移管先		
		内容・理由		
		徹底した効率化の内容		
否	理由	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、中小零細企業における労働条件の底上げ等を図るため、確実に実施されることが必要な事業であるが、事業内容（契約締結、掛金収納、退職金給付）に鑑みると、効率的な事業運営の観点から、国が自ら主体となって直接に実施する必要性はない。 ・仮に本事業を国が直接実施することとなると、国において事業実施に必要な組織・定員を新たに国において措置する必要が生じ、徹底した効率化を図ったとしても相当数の定員を措置する必要があると考えられ、国の方針（民主党マニフェスト・国家公務員の総人件費2割削減）に逆行することになる。 ・また、今般の事業仕分けにおける御指摘を踏まえ、制度運営に係る事務費について、平成22年度からは一般会計からの運営費交付金を廃止したところであるが、国の行政機関に移管すれば、新たな予算措置が必要になるなど、かえって財政的負担が増加するおそれがある。 ・このため、本事業を国の行政機関へ移管することは困難である。 		
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)		<ul style="list-style-type: none"> ・次期改選時（平成23年9月30日）までに役員1名の削減を検討する。 ・適格退職年金からの移行業務の担当組織の廃止等、加入促進業務に係る組織の再編を検討する。 ・「業務・システム最適化計画の実施」に併せ、資産運用業務及びシステム管理業務の一元化による組織・人員の見直しを検討する。 ・建退共事業について、執行体制の効率化による組織・人員の縮小を検討する。 		
参 考	行政機関、他法人、自治体等における類似事業	所得税法施行令に基づく特定退職金共済制度 ※市町村・商工会等が税務署長の承認を受けて「特定退職金共済団体」となり、退職金共済を行う制度。		
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担	—		
	諸外国における公的主体による実施状況	確認できていない。		

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	中小企業退職金共済事業	事業No	
類型	特定事業執行型（その他）		

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 累積欠損金の解消は、制度の持続的な運営に当たっての重要課題であり、機構は、今後とも引き続き、資産運用について安全かつ効率的な運用を基本としつつ、着実な解消に努める必要があると考える。（平成21年度） ・ 中退共における退職金未請求問題及び建退共における手帳の長期未更新問題。（平成19年度） ・ 一般会計からの運営費交付金について廃止する。（平成21年度）（再掲） ・ 機構本部ビルの移転について、結論を前倒し、早期に実行。（平成21年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人評価委員会 国会質疑 行政刷新会議 行政刷新会議 	<ul style="list-style-type: none"> ② ② ① ② 	<ul style="list-style-type: none"> 中退共事業、林業共事業において「累積欠損金解消計画」を策定し（平成17年度）、累積欠損金の解消に努めてきたところ、平成17年度、18年度と解消が進んだものの、その後の金融危機の拡大や世界的な実体経済の急激な悪化を背景とした市場の低迷等により、再び累積欠損金は拡大した。 独立行政法人勤労者退職金共済機構の第2期中期計画（平成21年3月31日厚生労働大臣認可、平成20年4月～平成25年3月）において対策を定め、それに基づき、退職金未請求者に対する請求勧奨や手帳の長期未更新者調査等を進めているところである。 一般会計からの運営費交付金を廃止することとし、確実な業務実施が求められる基幹業務に対して、労働保険特別会計から、その事務的経費について補助を行うこととしたところである。 機構本部の土地・建物について、建物の耐用年数を経過した時点（それ以前であっても売却・移転が合理的になればその時点）で売却・移転することとしている。

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
<p>[日付] 平成19年10月3日 [内容] 【中小企業 退職金365億円未払い ～独法が運営 49万人分、時効～】 中小企業の退職金支払いを支援、代行する厚生労働省所管の独立行政法人「勤労者退職金共済機構」で、制度発足時の59年度から06年度までの間に、延べ49万2251人に対する退職金計365億9千万円が未払いになっていることが、明らかになった。</p> <p>[日付] 平成19年10月25日 [内容] 【建設現場労働者の退職金 41万人分未払いの恐れ】 建設現場で日払いなどの形で短期間働く労働者に退職金を支払う「建設業退職金共済制度」で、制度発足の64年から累計で約41万人分の退職金が未払いとなっている可能性があることが、衆議院厚生労働委員会の質疑で分かった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 朝日新聞 朝日新聞 	<ul style="list-style-type: none"> ② 	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人勤労者退職金共済機構の第2期中期計画（平成21年3月31日厚生労働大臣認可、平成20年4月～平成25年3月）において対策を定め、それに基づき、退職金未請求者に対する請求勧奨や手帳の長期未更新者調査等を進めているところである。